

平成19年2月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア プ ラ ス
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 本 輝 明
(コ ー ド 番 号 8 5 8 9 大 証 第 一 部)
本 社 事 務 所 大 阪 市 中 央 区 南 船 場 四 丁 目 1 番 9 号
問 合 せ 先 企 業 戦 略 部 長 溝 口 博 隆
TEL (03) 5229-3702 (直 通)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月26日開催の取締役会において、本年2月13日に公表いたしましたF種優先株式の発行枠の設定等に係る定款の一部変更に加えて、株主総会および取締役会等に係る定款の一部変更を、本年3月22日予定の書面決議によるB種・C種優先株主に係る種類株主総会、および本年3月23日開催予定の臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更理由

株主総会および取締役会の円滑な運営を図るために、関係条文の追加を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程(予定)

B種・C種優先株主に係る種類株主総会(書面決議)	平成19年3月22日
臨時株主総会および普通株主に係る種類株主総会	平成19年3月23日
定款変更の効力発生日	平成19年3月23日

本件は、臨時株主総会および普通株主、B種・C種優先株主に係る種類株主総会において承認されることを条件とします。

以 上

【別紙】

(下線部分 = 変更部分)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第28条 (取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>(新設)</u></p> <p><u>2.</u> (省略) <u>3.</u> (省略) <u>4.</u> (省略) <u>5.</u> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条 (招集権者及び議長) 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。 2. 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>3. 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める取締役を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第28条 (取締役会) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。 社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 <u>2. 前項にかかわらず、取締役会は取締役会の議長を務める取締役を定めることができる。</u></p> <p><u>3.</u> (現行どおり) <u>4.</u> (現行どおり) <u>5.</u> (現行どおり) <u>6.</u> (現行どおり)</p>